

第3回潮来市地域福祉・障がい者（児）計画等策定に関する合同会議

日 時 令和5年12月21日(木)

14:00~15:20

場 所 牛堀公民館 大ホール

開会

⇒本日の会議次第及び事前配布資料の確認後、開会（市民福祉部 社会福祉課主監）

1. あいさつ

【合同会議A議長】本日はお忙しい中、第3回合同会議にご参集いただきありがとうございます。去る6月30日に第1回合同会議を開催し、今回で3回目の合同会議となります。本日は、事務局から計画素案が提出され、計画策定の最終段階に入ってきております。様々な福祉課題が複雑化・複合化している中、公的サービスだけでは賅うことが困難となってきている。子どもから高齢者までの誰もが住み慣れた地域の中でお互いに支え合い助け合いながら安心・安全な暮らしができ、持続可能なまちづくりにつながるよう、各委員から忌憚のないご意見等をいただきながら計画策定を進めていきたい。

【民協B会長】日ごろより民生委員の活動にはご協力を賜りありがとうございます。事前に配布いただいた計画素案を拝見させていただいた。その中で、アウトリーチ、気づき、つなぐ、そして支えるといったキーワードは私たち民児委員が常日頃から心がけていることである。また、心の支えになっている言葉でもある。民児委員活動の期待とも捉え大きな責任を感じている。民児委員は高齢、障がい、生活困窮といった側面で多くの方々と接する機会も多く、同時に児童委員としても見守る活動も行っている。その意味で、障がいを持つ子どもたちの理解など本計画において気持ちを込めて考えさせていただいた。潮来市の重要な長期にわたる計画の審議になるので、ぜひ心を寄せていただければ幸いです。

2. 議題

(1) 第3次潮来市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画の素案

⇒素案の概要について説明（社会福祉課長）

それでは私から「第3次潮来市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画の素案について」の概要をご説明させていただきます。

第1回の策定委員会でご説明させていただきましたように、両計画につきましては、本年度で、計画期間満了を迎えることから、茨城県地域福祉支援計画や、現在、本市で進めております「第7次潮来市総合計画後期基本計画」との整合性を図りながら、令和6年度以降の計画を策定して参りました。

計画を策定するにあたりまして、近年の、少子高齢化、核家族の進行、価値観の多様化など大きく変化する社会状況や、社会的孤立や福祉制度の狭間にいる方など、公的サービスだけでは解決できない生活課題が、複雑化・複合化されてきております。

そのような中で、持続可能な地域福祉の推進を図り、重層的支援体制の整備をは

はじめ、誰もが笑顔で暮らせる共生社会の実現を目指し、市民アンケートや区長・民生委員児童委員の意見交換会から意見、また、委員の皆様方からいただきましたご意見等を踏まえ、本市の現状や課題等を整理し、「気づき」「つなぐ」「支える」「笑顔」の4つの視点を柱とした計画素案を作成いたしました。

計画書の23ページをご覧ください。今計画の基本理念は、「私が変わる まちが変わる みんなが支える 潮来の福祉 笑顔で暮らせるまちづくり」とさせて頂きました。第2次の基本理念は、「みんなで変える 変わる 潮来の福祉」でございました。今回は、自分自身が変わり、まちを変えらるるというように自ら変わって頂くという基本理念を基にして、26ページにあります、「3つの基本目標」「6つの基本方針」「16の施策」の構成とさせて頂きました。

基本理念を達成するための3つの基本目標として「基本目標1」として「気づいて しあわせ 私の笑顔」、「基本目標2」として「つないで しあわせ みんなの笑顔」、「基本目標3」として「支えて しあわせ 笑顔あるまちづくり」といたしました。

また、基本目標を実行するうえでの目指す方向を示す「基本方針」を「基本目標1～3」まで、それぞれ「2ずつ」の「6つの基本方針」を定めさせて頂きました。

「基本目標1」では「基本方針1」として「福祉の制度や仕組みを知ろう」、「基本方針2」として「困っている人や福祉に目を向けよう」といたしました。

「基本目標2」では「基本方針1」として「誰もが相談できるようにしよう」、「基本方針2」として「誰もが生きがいをもって生活を送ろう」。

「基本目標3」では「基本方針1」として「自分らしく暮らせるまちにしよう」、「基本方針2」として「安心・安全に暮らせるまちのしよう」といたしました。

その他、各基本方針の「目指す姿」を示すとともに、当該計画期間の「成果指標」や、各年度の事業進捗状況を把握するため「取組指標」を設けさせて頂きました。さらに「基本方針」や「施策」などの表記を「体言止め」ではなく「口語体」とし、誰にでも分かりやすいようにさせて頂きました。

続きまして「第3期潮来市地域福祉活動計画の素案について」、ご説明させていただきます。「地域福祉活動計画」は、民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」「地域で福祉活動を行うもの」「福祉事業者を運営するもの」が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とする活動・行動計画となります。

本市では、地域福祉を推進する専門組織として「潮来市社会福祉協議会」を位置付けていることから「地域福祉計画（市）」との一体的なものとして、策定をさせて頂いておられますので、「地域福祉計画」と同様に「気づき」「つなぐ」「支える」「笑顔」の4つの視点を柱とさせて頂いておられます。

社会福祉協議会の独自性や魅力を示すため53ページにありますように「元気な社協 地域も元気 みんなでつなぐ福祉の輪」をキャッチフレーズとし、これまで以上に市民から信頼され、頼りにされる存在として市民の理解と協力を得ながら、計画に沿った事業の取り組みを図って参ります。

地域福祉活動計画でも、57ページのように、3つの基本目標を定めさせていただきました。「基本目標1」として「一人ひとりの困りごと、地域の課題にきづく『社協』」、「基本目標2」として「解決に向けた相談や事業につながる『社協』」、「基本目標3」として「継続した助け合い、支え合いがある『社協』」とさせていただきます。

新たな計画策定により、市民一人ひとりが福祉課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、持続可能な地域福祉の推進や、誰もが笑顔で暮らせる共生社会の実現に向け、それぞれの計画に基づき、取り組んで参りたいと考えております。

両計画の素案の詳細につきましては、それぞれの担当からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

⇒素案の内容について説明（社会福祉課及び社会福祉協議会）

【A議長】質問がありましたら挙手にてご意見を賜りたい。

【C委員】2点ほど伺いたい。1点目は、これまでの計画策定について市民の皆さんにどのように周知してきたのか。

《事務局》市民への周知方法は、広報紙で3回、7月号、8月号、12月号にてお知らせをした。その他、ホームページでも第1回合同会議後7月21日に会議録や資料等を掲載したほか、11月13日に第2回の合同会議についても、骨子案等について掲載した。また、第3回合同会議後も速やかにホームページや広報紙等でお知らせさせていただく。

【C委員】市民に皆さんに知ってもらうことが大事と感じて質問した。計画だけでなく実行性のある実現可能なものにしてほしい。また、市民に計画の存在自体を知ってもらうことも大切と思う。2点目は、地域福祉計画は、前回と比べて大きく変わったと感じる。みんなから、自分から変わっていくという話もあったが、さらに、具体的に変わった点について補足の説明をいただきたい。

《事務局》大きく3つの視点で変えてきた経緯がある。1つ目は、施策や取組の方向性については、これまで自助、共助、公助の役割を明確にしてきたが、アンケートや区長、民生委員児童委員の意見交換会や事業所等のヒアリングから、様々な福祉課題に対応するために明確に役割分担することがよいかということで検討した。様々な状況によって、自助が難しい方には、公助や共助が必要であったりする。今回、皆さんと一緒に連携していけるような計画づくりを進めてきた。2つ目は、基本目標や施策を実施し、「どのようなことを目指すか」といった視点で「目指す姿」を取り入れさせていただいた。計画の取り組みによって、どういう暮らしを目指すのか、その辺りを分かりやすく伝えるために「目指す姿」を入れた。3つ目は、「成果目標」と「取組目標」の数値指標を入れ計画に見える化し、計画を評価検証できるようにしたことである。福祉については、数値化にそぐわないものもあると思うが、今後、市民の皆さまに分かりやすく、またお知恵を借りながら本市の福祉について関心を持ってもらえるように計画を進めていくよう策定を図った。

【C委員】前回よりもよい計画になったと感じている。計画にある、気づき、つなぎといった言葉があったが、市民に気づいてもらい、つながっていかないと意味がない。関心を持ってもらえるようにご尽力いただきたい。福祉は非常に重要なことであるので、どうしてもボリュームが多くなることは理解できるが、市民に分かりやすく伝えられるものがあると良いと思う。

【D委員】全介助の娘がおり、社協や事業所、自分が行っている NPO など支えていただいている。社協が担う活動計画がとても重要度を増している中、予算とか人員とか現在の状況でどんどん広げていくことについては、議員や行政の皆さまの理解が必要と感じる。また、福祉サービス事業をやると、事業費分として国や県から報酬を頂けることになる。例えば住んでいる市の負担は1/4で、県は1/4、国は1/2の費用負担であるので、潮来市の人が障がい福祉事業で働いてもらえれば、国や県からの報酬分はお給料として循環されることになる。そうすると、そこに住んでいる方が福祉サービスを行っていただくことで国や県から3/4の介護報酬分がくるので、社協の事業費が膨らんだとしても福祉の充実、雇用の拡大につながるようなことまで考えてご理解いただければと思う。活動計画の内容を見て安心したが、採算のとれない事業は民間では難しいと思うので、そこを社協が担っていただいていることで、民間事業所とも連携してできるサービスはどんどんやっていただく。こういった連携によって、福祉に携わる人の生活が安定していくと、福祉人材も増えていくのではないかと。

【A議長】第1号議案「第3次潮来市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画の素案」について、ご承認いただくことでよいか。（異議なし）
異議なしとのことで、素案は承認されました。

(2) 第4次潮来市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の素案
⇒素案の概要について説明（社会福祉課長）

それでは、障害者計画等につきましても、私の方から概要をご説明させていただきます。

この計画につきましても、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」同様に、本年度に計画期間の満了を迎えることから、現在、本市で進めております「第7次潮来市総合計画後期基本計画」及び「地域福祉計画」との整合性を図りながら、策定するものとなります。本市では障害に関連する3計画について、同時に素案策定を実施させていただいております。

まず、第4次潮来市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的に定めるものとなります。

続きまして、第7期潮来市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定し、国の基本方針に基づき、サービス基盤等に係る成果目標及びサービスの必要量を見込み、その提供体制について定めるものとなります。

次に、第3期潮来市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「市町村障害児福祉計画」として策定し、こちらも国の基本方針に基づ

き、サービス基盤等に係る成果目標及びサービスの必要量を見込み、その提供体制について定めるものとなります。

そのため、障害福祉計画と障害児福祉計画は、国の基本方針に基づき、サービス基盤等に係る成果目標やサービスの必要量を見込むため、一体的な策定を実施させていただきました。

計画書の9ページをご覧ください。基本理念を「みんな“笑顔”で ともに生きる 潮来」とし、11ページにおきましては、「地域福祉計画」同様、「気づき」「つながり」「支える」などをキーワードとして、「3つの基本目標」、「10の基本方針」「23の施策」の構成とさせていただきました。

基本理念を達成するための3つの基本目標とし「基本目標1」として「みんなで気づいて 分かり合えるまちづくり」、「基本目標2」として「みんなとつながって広がるまちづくり」、「基本目標3」として「みんなが支え合って暮らせるまちづくり」とさせていただきました。

本市の「第4次障害者計画・第7期潮来市障害福祉計画・第3期潮来市障害児福祉計画」につきましては、障害を有する方々や保護者、また関連する事業者など多くの方々の参画いただき、「私たちのことを、私たち抜きで決めないでください」という「障害者権利条約」の策定の際のスローガンのもと、本市として計画策定に取り組んで参りました。内閣府のホームページでは、「21世紀の日本は「共生社会」を目指します」と記載されていました。

本市では、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安心安全に暮らせる共生社会の実現や「住みたい潮来」「魅力あるまちづくり」を目指して参りたいと考えております。

計画素案の詳細につきましては、担当からご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

⇒素案の内容について説明（社会福祉課）

【A議長】質問がありましたら挙手にてご意見を賜りたい。

【E委員】子ども療育手帳を所持しており、現在は一般就労している。本人の努力と周りの方のサポートがあつてのことと思う。歳を重ね、療育手帳BからAになったが、福祉サービスを使っていたが、一般就労をしてからサービスを使えなくなったことがあつた。

《事務局》基本的に、一般就労した後で使えなくなるということはないので、そういった困りごとがあれば、相談いただきたい。

【E委員】私だけでなく、制度など分かっていない人もいると思うので、上手く伝えてもらえるといい。

《事務局》計画としては基本目標1で、福祉サービスや制度の周知について進めていくことを計画に位置付けているので、分かりやすい周知方法について検討していきたい。

【A議長】第2号議案「第4次潮来市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」について、ご承認いただくことでよいか。（異議なし）
異議なしとのことで、素案は承認されました。

(3) その他
特になし

3. その他

【事務局】

⇒素案について、1月上旬から2月上旬までパブリックコメントを実施する予定
⇒パブリックコメント等のご意見等を調整後、第4回合同会議を2月中に開催予定

閉会